

主なリスクの負担区分

リスクの種類	内 容	負担者	
		甲	乙
指定議案の否決	市議会により指定管理者指定議案が否決された場合		○
施策や法令等の変更による事業変更	施策や法令等の変更により、施設の運営・管理業務に影響を及ぼす場合、指定管理業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による経費の増（予見の有無や影響の多寡を考慮）	協議事項	
不可抗力	自然災害（地震・台風等）や新型インフルエンザ等の感染症の流行、テロリズム等による業務の変更、中止、延期等※1	協議事項	
運営費の増大	乙側（乙が契約する委託業者等を含む）の要因による運営費の増大		○
施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込と異なる状況の発生		○
金利、物価変動	金利、物価変動に伴う経費の増		○
	予測不可能な金利物価の変動により指定管理業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるを得ない場合	協議事項	
施設、設備の修繕	乙の故意又は重大な過失による損傷		○
	甲の故意又は重大な過失による損傷	○	
	第三者の行為による損傷	協議事項※2	
	施設、設備の設計、構造上の原因による損傷	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為による損傷で、相手方が特定できない損傷（1件40万円以下の修繕等）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為による損傷で、相手方が特定できない損傷（1件40万円を超える修繕等）	○	
管理上の瑕疵による損害、事故、火災等	乙の管理上の瑕疵による損害、火災、事故等		○
管理・運営実施計画	管理・運営の実施計画の不備等に関するリスク		○
損害賠償	乙のかしに起因する損害		○
	甲のかしに起因する損害	○	
	第三者のかしに起因する損害	協議事項※3	
事業終了時の費用	指定期間終了時又は中途における業務の廃止若しくは指定取消しによる乙の撤収費用及び引継ぎに要する費用		○

※1：自然災害（地震・台風等）への対応：建物・設備復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがあります。復旧可能な場合、その復旧に要する経費は、川崎市と指定管理者が協議を行うこととします。

※2 第三者の行為による損傷については、甲及び乙で協議の上、修繕を実施し、修繕に要した費用等の求償を行うものとします。

※3 損害賠償の手法等については、損害の内容等を踏まえ、甲及び乙で協議して決定するものとします。

※4 上表に定める事項で疑義がある場合又は定めがないリスクが発生した場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を決定するものとします。